

埼玉県立学校の授業料徴収条例をここに公布する。

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、県立の高等学校の生徒に係る授業料（通信制の課程の生徒については受講料をいう。以下同じ。）及び入学料並びに県立の高等学校の単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者に係る聴講料に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料の徴収）

第二条 県立の高等学校の生徒については、授業料を徴収する。

2 授業料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 全日制の課程 年額十一万八千八百円
- 二 定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。） 年額三万二千四百円
- 三 定時制の課程（単位制による課程であるものに限る。） 履修単位一単位につき千七百五十円
- 四 通信制の課程 履修単位一単位につき三百三十円
- 五 専攻科 年額十一万八千八百円

3 県立の高等学校の通信制の課程と定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。）とを併せて履修する生徒の当該通信制の課程の授業料の額は、前項第四号の規定にかかわらず、履修単位一単位につき百六十五円とする。

（授業料の徴収方法）

第三条 前条第二項の授業料（同項第三号及び第四号に規定する課程に係るものを除く。）は、年四回以内において知事が定める月に当該授業料の額の四分の一に相当する額を当該月の知事が定める日までに徴収する。

2 前条第二項第三号及び第四号に規定する課程に係る授業料並びに同条第三項の授業料は、受講の許可の際に徴収する。

第四条 休学又は留学の期間内に出席した日のない月がある場合は、授業料の年額の十二分の一に相当する額（次条において「月額」という。）にその月の数を乗じて得た額の授業料は、徴収しない。

第五条 学年の途中において入学し、又は転入学した場合は、月額に当該入学又は転入学をした日の属する月（県立の他の高等学校から月の中途に転入学した生徒については、当該転入学をした日の属する月の翌月）から当該学年の最後の月までの月数を乗じて得た額の授業料を徴収する。

2 学年の途中において退学し、転学し、又は死亡した場合は、月額に当該退学、転学又は死亡の日の属する月の翌月から当該学年の最後の月までの月数を乗じて得た額の授業料は、徴収しない。

（入学料の徴収）

第六条 県立の高等学校の生徒については、入学料を徴収する。

2 入学料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 全日制の課程 五千六百五十円
- 二 定時制の課程 二千円
- 三 通信制の課程 五百円
- 四 専攻科 五千六百五十円

3 前項の入学料は、入学、転入学等の許可をした日の属する月の末日までに徴収する。

4 県立の他の高等学校から転入学した場合は、第二項の入学料は、徴収しない。

（聴講料の徴収）

第七条 県立の高等学校の単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者については、聴講料を徴収する。

2 聴講料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定時制の課程における履修 履修単位一単位につき千七百五十円

二 通信制の課程における履修 履修単位一単位につき三百三十円

3 第三条第二項の規定は、前項の聴講料の徴収について準用する。

(授業料等の減免又は徴収猶予)

第八条 知事は、特別の事情のある者については、授業料若しくは入学料を減額し、若しくは免除し、又はそれらの徴収を猶予することができる。

附 則

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 県立の高等学校の全日制の課程の生徒に対する改正後の埼玉県立学校の授業料徴収条例第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万八千四百円」とあるのは、昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間においては「二万四千元」と、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間においては「三万一千二百円」とし、県立の高等学校の定時制の課程の生徒に対する同項第二号の規定の適用については、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間においては同号中「一万八百元」とあるのは「七千二百円」とし、県立の幼稚園の園児に対する同項第四号の規定の適用については、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間においては同号中「二万四千元」とあるのは「一万八千元」とする。

附 則(昭和五十四年三月十五日条例第二十六号)

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間においては、同項第一号中「五万七千六百円」とあるのは「四万八千元」とし、同項第二号中「一万六千二百円」とあるのは「一万三千八百円」とし、同項第四号中「三万六千元」とあるのは「三万円」とする。

附 則(昭和五十六年三月三十日条例第二十一号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十八年三月九日条例第二十二号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条の改正規定及び第六条を第七条とし、第五条の次に一条を加える改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 昭和五十八年三月三十一日において県立の高等学校の全日制又は定時制の課程に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。ただし、休学等により進級又は卒業できなかつた生徒に係る授業料の額は、当該生徒の属する学年に在学する生徒(進級又は卒業できなかつた生徒を除く。)に係る授業料の額と同一の額とする。

3 昭和五十八年四月一日以後に県立の高等学校の全日制又は定時制の課程の第二学年以上の学年に入学し、又は転入学した生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年に在学する生徒に係る授業料の額と同一の額とする。

附 則(昭和六十年三月二十九日条例第二十八号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十六日条例第三十号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 昭和六十一年三月三十一日において県立の高等学校の全日制又は定時制の課程に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。ただし、休学等により進級又は卒業できなかつた生徒に係る授業料の額は、当該生徒の属する学年に在学する生徒(進級又は卒業できなかつた生徒を除く。)に係る授業料の額と同一の額とする。

3 昭和六十一年四月一日以後に県立の高等学校の全日制又は定時制の課程の第二学年以上の学年に入学し、又は転入学した生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年に在学する生徒に係る授業料の額と同一の額とする。

附 則(昭和六十二年三月十三日条例第二十一号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年八月十一日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年三月二十九日条例第五十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成元年三月三十一日において県立の高等学校の全日制又は定時制の課程に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。ただし、休学等により、進級し、又は卒業することができなかつた生徒に係る授業料の額は、当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業することができなかつた生徒を除く。）に係る授業料の額と同額とする。
- 3 平成元年四月一日以後に県立の高等学校の全日制又は定時制の課程の第二学年以上の学年に入学し、又は転入学した生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。
- 4 改正後の第六条第一項の規定の適用については、平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間は、同項第一号及び第四号中「四千百円」とあるのは「四千元」とし、同項第五号中「八千二百円」とあるのは「八千元」とする。

附 則（平成二年七月十一日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月十五日条例第二十四号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十日条例第四十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成四年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。ただし、休学等により、進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒に係る授業料の額は、当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒を除く。）に係る授業料の額と同額とする。
- 3 平成四年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科の第二学年以上の学年に入学し、又は転入学した生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成五年三月三十日条例第二十七号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十日条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成七年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。ただし、休学等により、進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒に係る授業料の額は、当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒を除く。）に係る授業料の額と同額とする。
- 3 平成七年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科の第二学年以上の学年に入学し、又は転入学した生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成九年三月二十八日条例第四十七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日条例第三十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成十年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科に編入学、再入学又は転入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年（単位制による全日制の課程にあっては、当該生徒の属する年次）に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、県立の高等学校の全日制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下「学年制全日制課程」という。）、定時制の課程又は専攻科に在学する生徒のうち休学等により進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒に係る授業料の額にあっては当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒を除く。）にかかる授業料の額と、県立の高等学校の単位制による全日制の課程に在学する生徒のうち休学等により卒業できなかつた生徒に係る授業料の額にあっては学年制全日制課程の第三学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成十一年三月十六日条例第二十九号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第四十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成十三年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十三年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科に編入学、再入学又は転入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年（単位制による全日制の課程にあっては、当該生徒の属する年次）に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、県立の高等学校の全日制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下「学年制全日制課程」という。）、定時制の課程又は専攻科に在学する生徒のうち休学等により進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒に係る授業料の額にあっては当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつた生徒を除く。）に係る授業料の額と、県立の高等学校の単位制による全日制の課程に在学する生徒のうち休学等により卒業できなかつた生徒に係る授業料の額にあっては学年制全日制課程の第三学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第二十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成十六年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十六年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科に編入学、再入学又は転入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年（単位制による全日制の課程にあっては、当該生徒の属する年次）に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、県立の高等学校の全日制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下「学年制全日制課程」という。）、定時制の課程又は専攻科に在学する生徒のうち休学等により進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかった生徒に係る授業料の額にあっては当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかった生徒を除く。）に係る授業料の額と、県立の高等学校の単位制による全日制の課程に在学する生徒のうち休学等により卒業できなかった生徒に係る授業料の額にあっては学年制全日制課程の第三学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成十九年三月十三日条例第二十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
（経過措置等）
- 2 平成十九年三月三十一日において県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下同じ。）又は専攻科に在学する生徒に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年四月一日以後に県立の高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は専攻科に編入学、再入学又は転入学をした生徒に係る授業料の額は、改正後の第二条第一項第一号、第二号及び第五号の規定にかかわらず、当該生徒の属する学年（単位制による全日制の課程にあっては、当該生徒の属する年次）に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、県立の高等学校の全日制の課程（単位制による課程であるものを除く。以下「学年制全日制課程」という。）、定時制の課程又は専攻科に在学する生徒のうち休学等により進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかった生徒に係る授業料の額にあっては当該生徒の属する学年に在学する生徒（進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかった生徒を除く。）に係る授業料の額と、県立の高等学校の単位制による全日制の課程に在学する生徒のうち休学等により卒業できなかった生徒に係る授業料の額にあっては学年制全日制課程の第三学年に在学する生徒に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第三十一号抄）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。（平成二十二年四月規則第七十五号で、同二十二年四月一日から施行）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前の在学に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。
（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）
- 3 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二十六号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の県立の高等学校に係る授業料（通信制の課程の生徒については、受講料をいう。）の徴収については、なお従前の例による。